

三宅町高度地区を指定しました

(平成27年5月1日)

三宅町では、良好な居住環境や地域の景観などに配慮した建物の高さの制限である高度地区を指定(平成27年5月1日付 都市計画決定・告示)しましたのでお知らせします。

●高度地区とは・・・？

高度地区は、都市計画法で「用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区」とされ、市町村が各地域の特性に応じて定める地域地区です。

●高度地区指定の背景

三宅町では、現在、都市計画道路大和郡山川西三宅線及び国道24号バイパス線など広域幹線道路等の整備が進められていることから、周辺地域等における土地利用の変化が想定されます。

そこで、市街地環境の維持保全及び適正な市街地形成を図る観点から、中高層建築物の建設による圧迫感など、周辺の住環境や景観に関する諸問題の発生を防止するため、奈良県の「高度地区運用ガイドライン」の標準メニューを基本として、建築物の高さの最高限度を定める高度地区を指定することとしました。

高度地区都市計画決定図書の縦覧について

縦覧期間：平成27年5月1日より随時

縦覧場所：三宅町役場

未来創造部 まちづくり推進課
(土日祝を除く 8:30 ~ 17:15)

【お問い合わせ先】



三宅町

未来創造部 まちづくり推進課

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689

TEL:0745-44-2001 FAX:0745-43-0922

メールアドレス：machi@town.miyake.nara.jp

ホームページ：<http://www.town.miyake.nara.jp/>

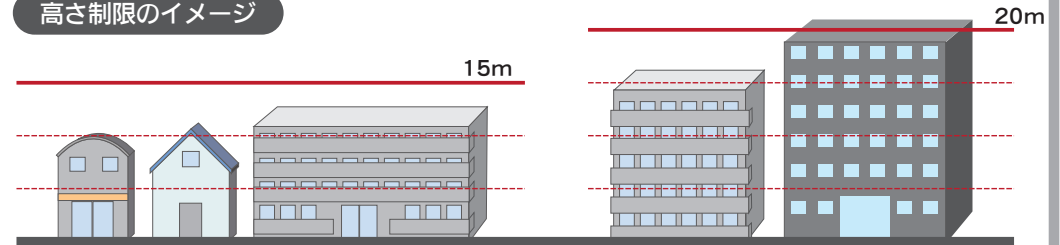
●高度地区指定図

※平成 27 年 5 月 1 日現在

三宅町では、主に住宅や事務所などが建ち並ぶ第 1 種住居地域においては 15m 高度地区とし、役場周辺や準工業地域を 20m 高度地区に指定します。

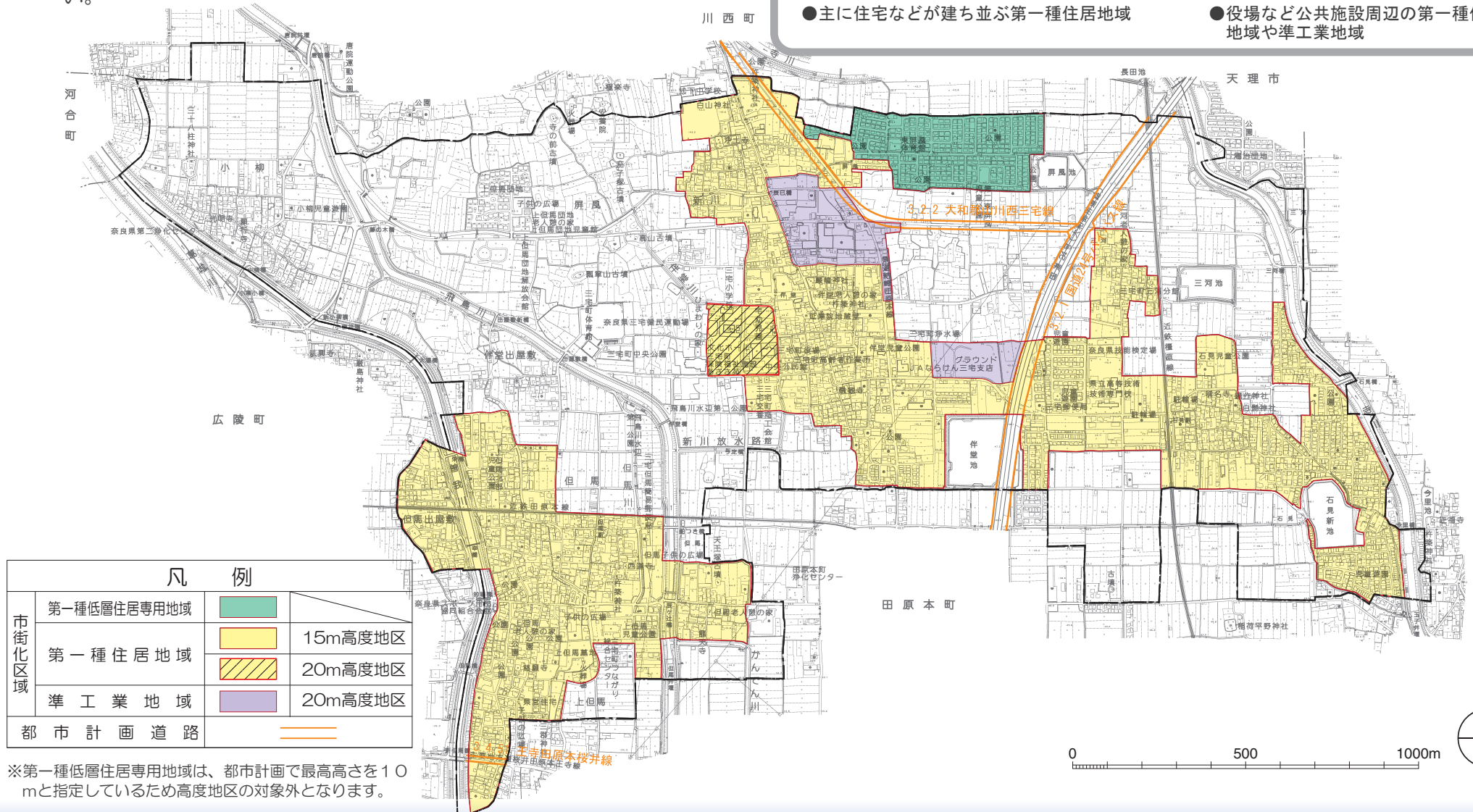
詳細な図面等については、まちづくり推進課の窓口でご覧ください。

高さ制限のイメージ



●主に住宅などが建ち並ぶ第一種住居地域

●役場など公共施設周辺の第一種住居地域や準工業地域



凡 例		
市街化区域	第一種低層住居専用地域	15m高度地区
	第一種住居地域	20m高度地区
	準工業地域	20m高度地区
都市計画道路		

※第一種低層住居専用地域は、都市計画で最高高さを 10m と指定しているため高度地区の対象外となります。